		総	括	調	査	票			
調査事案名	(2)災害援護貸付金			調査対象 予 算 額		度:150百万円 令和3年度:15			
府省名	内閣府会計	անու∧ ≑⊥		項		防災政策費		調査主体	本省
組織	内閣本府	一般会計		B	Ś	災害援護貸付金	取	りまとめ財務局	_

①調査事案の概要

【事案の概要】

〇 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県内で「災害救助法」が適用された自然災害で 負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸付けを行う。

1件当たり

平均貸付額

・貸付上限 被害状況に応じて150万円から最高350万円

・利 率 年3%以内で条例で定める率

・償還期間 10年(据置期間を含む)

・貸付原資 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

• 所得制限

例) 住居が消滅した場合 1.270万円

• 据置期間

3年(特別の場合は5年)

・償還方法 年賦、半年賦又は月賦

◎近年の主な災害における年度別執行状況(令和3年3月末時点)

人时 本 / - - -

1.7

1.7

事業イメージ ③県貸付金 ①借入申請 ⑤国庫貸付金 借入申請 借入申請 主体 都道府県 市区町 ④貸付決定、 ②貸付決定 ⑥貸付決定 村 ⑨国庫貸付金 ⑦借入金償還 8県貸付金 ፟賃還 被災者 償還 围 ③国庫貸付金 ①借入申請 主体 借入申請 指定都 ④貸付決定 ②貸付決定 市 ⑥国庫貸付金 ⑤借入金償還 償還

					(.	単位:百万	円、件数)
	平成30年7月豪雨			北海道胆振 東部地震	令和元年· 台風	令和2年 7月豪雨	
	Н 3 О	R 1	R 2	H 3 0	R 1	R 2	R 2
執行額 (国費)	246. 4	43. 3	4. 1	4. 8	500. 2	166. 3	77. 6
国費合計			293. 8	4. 8		666. 5	77. 6
貸付金額			440. 6	7. 2		999. 9	116. 4
貸付件数			301	4		599	70

1.5

1.8

総 括 調 査 票

調査事案名

(2) 災害援護貸付金

②調査の視点

1. 条例の改正について

被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実を図ることを目的とし、「災害用慰金の支給等に関する法律」等が改正(下記参考参照)されたが、当該改正に伴い、市町村において条例の改正等を実施しているか。また、改正はどのような内容となっているか。

2. 利用のための取組について

災害援護資金貸付制度の住民への周知や事務手続の効率化について、市町村はどのような取組を行っているか。

【参考】

〇災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるよう見直し 法律により3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率について、市 町村が条例で設定できるようにすることにより、市町村の政策判断に基づし き、低い利率での貸付けが可能となった。

災害 射金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令概要 (平成31年4月1日施行)

〇災害援護資金制度の見直し

近年の社会情勢を踏まえ、災害用慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、下記の見直しを行った。

①償還方法の拡充 (月賦償還による償還方法を追加)

被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資する ため、被災者が選択できる災害援護金の償還方法に、月賦償還を追加。

②保証人の要件緩和(連帯保証人の必置義務を撤廃)

被災等により、保証人を立てられない被災者が、災害援護資金の貸付け を受けられるよう、災害援護資金の貸付条件の一つである連帯保証人の必 置義務を撤廃。(引き続き、条例で連帯保証人を立てるかどうかについて は、市町村の政策判断による。)

③延滞利率の適正化(延滞利率を5%に引下げ)

近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の違約金に係る延滞利率を10.75%から5%に引下げ。

【調査対象年度】

令和元年度~令和2年度

【調査対象先数】

市町村:1,741先

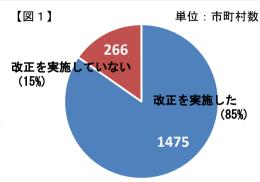
③調査結果及びその分析

1. 条例の改正について

(1) 条例改正の実施状況

市町村における条例の改正状況は【図1】のとおりで 改正を実施していないあり、改正を実施していない市町村の調査時点における (15%)検討状況及び検討を実施していない理由は【表1】のとおりである。

また、【表2】は改正状況を踏まえ都道府県ごとに条例改正の実施率を算出し、割合別に集計している。



【表1】

単位:市町村数

調査時点における検討状況		検討を実施していない理由		
条例改正の 検討を実施している	59	_	_	
	207	災害援護資金に係る条例を制定していない	1	
条例改正の		検討の結果、現行条例等の規定内容が妥当であるため	67	
検討を実施していない		災害援護資金を必要とする災害が発生していないため	124	
		その他	15	

【表2】

単位:都道府県数

	50%台	60%台	70%台	80%台	90%台	100%
条例改正状況 (都道府県別)	1	4	9	15	12	6

条例を改正したのは1,475市町村(85%)、改正していないのは266市町村(15%)であった。【図1】 改正していない市町村のうち207市町村は、調査時点において改正の検討を実施しておらず、その<u>理由として最も多かったのは、「当該制度を必要とする災害が発生していないため」であった。また、1町において当該制度に係る条例を制定していなかった。【表1】</u>

都道府県別の改正実施率は、70%未満が5県、70%台が9道県、80%台が15都府県、90%台が12府県、100%が6県という状況であった。【表2】

近年多発する自然災害の状況を勘案すると、<u>災害発生の有無にかかわらず、運用の見直しに係る検討を</u> 行うなど、事前の備えが必要だと考える。

総 括 調 査 票

調査事案名

(2) 災害援護貸付金

③調査結果及びその分析

(2) 改正の内容について

全市町村の約8割に相当する1,341市町村において、 償還方法に月賦償還を追加し、1,325市町村において、 貸付利率を変更、1,195市町村において、連帯保証人の 要件緩和を行っていた。また、その他として、支給審査 委員会の設置規定の追加、様式等の変更、具体的な貸付 利率を規則に規定(災害規模等に応じて柔軟に対応)等 の改正を行っていた。【表3】

以上により、<u>「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正の主旨を踏まえた運用の見直しが進んでいる</u>ことが確認できた。

【表3】

条例等の改定内容	回答数
貸付利率の変更を行った	1,325
連帯保証人の要件緩和を行った	1,195
償還方法に月賦償還を追加した	1,341
その他の改正	367

(注) 市町村により複数回答がある。

2. 利用のための取組について

市町村における災害援護資金貸付制度の住民への周知や事務手続の効率化に係る取組状況については、 【表4、5】のとおり。

災害援護資金貸付制度の住民への周知に係る取組について、全市町村の約7割に相当する1,281市町村は特に実施していなかった。一方で、ホームページや広報誌等の活用、チラシやSNSを使用した周知を実施している市町村があった。また、その他として、「災害発生時に周知する」との回答が多数あった。【表4】

事務手続の効率化に係る取組について、全市町村の約9割に相当する1,524市町村は特に実施していなかった。一方で、申請の電子化、書類の簡素化、不必要な押印の撤廃等の見直しを実施している市町村があった。【表5】

自然災害発生時において、被災者の生活再建への支援の一環として、災害援護資金貸付制度がより一層活用されるためには、平時における住民に対する制度の周知や事務手続の効率化が重要だと考えられる。

【表4】

住民への周知に係る取組	回答数
ホームページによる広報を実施	324
広報誌(紙媒体)を活用し実施	128
テレビ、ラジオ等の広報番組(自治体)を活用し実施	3
関係団体(社会福祉協議会等)、金融機関等を通じて周知	40
特に実施していない	1,281
その他	90

【表5】

事務手続の効率化に係る取組	回答数
他の支援制度との窓口の一本化	112
マイナポータル・メールなどを活用した電子化	13
申請に関する書類の簡素化	41
特に実施していない	1,524
その他	65

(注)表4、5は、市町村により複数回答がある。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 条例の改正について

○ 災害が発生していない等を理由に改正に 係る検討を実施していない市町村があるが、 災害の有無にかかわらず、事前に運用の見 直しに係る検討を行うなど、事前の備えが 必要である。

このため、内閣府は、各市町村の運用状況等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべきである。また、災害援護資金貸付制度に係る条例を制定していない自治体に対して、制定を促すべきである。

2. 利用のための取組について

- 被災者の生活再建の一助を担う災害援護 資金貸付制度について、まずは、住民に制 度を知っていただくことが必要である。ま た、災害発生時においては、効率的な事務 処理が求められる。
- このため、内閣府は、<u>自治体に対し、住民への周知に係る取組や事務手続の効率化に係る取組の優良事例等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべき</u>である。
- O また、内閣府は、被災者や行政機関窓口職員等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるよう、生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースを令和3年度中に構築し、令和4年度から本格的運用を予定しているが、災害援護資金貸付制度の貸付利率等は市町村ごとに異なることから、これらを適切に反映させるべきである。